2013.01.22　ビジネス会計人クラブ･定例会　第二部

BAC「企業再生･整理･再起」支援チーム

◆設立　　平成22年1月

◆活動

◇情報交換及び研究会と懇親会(隔月)
◇月刊『企業再生サポート情報』の発行
◇ブログによる「サポート情報」の広報

◆メンバー(事業再生版の「十六の瞳」)

◇佐々木文安（中小企業診断士）
◇安達一彦(弁護士)
◇星野文仁(司法書士)
◇原内直哉(司法書士)
◇川端重夫(特定社会保険労務士)
◇宮森俊樹(税理士)
◇酒井俊之(弁理士)
◇細野孟士(リスク･カウンセラー)

◆主な相談案件

◇食品･食材卸業者	販売不振による企業再生
◇建設資材会社	過剰債務による資金繰り難解消と財務内容改善
◇液晶パネル装置製作会社	親会社の海外展開による販売不振････企業再生
◇半導体製造装置の下請け	リーマンショックによる売上激減
◇酒類販売店	リーマンショックによる販売不振
◇運送会社	リーマンショックによる売上不振
◇飲食店	3.11後の売上高急減による業績回復策
◇イベント企画会社	3.11後の売上高急減による行き詰まり→→再起支援
◇靴屋	高齢による廃業
◇リゾート関連施設	集客不振によるM＆A案件
◇損保代理店	企業再生････第二会社
◇生花の保水剤	知財の活用による事業の再生
◇その他	

【運送会社(資本金：２２百万円)に対する企業再生と事業承継支援事例】

単位：百万円

	Ｈ２１年８月末	Ｈ２２年８月末	Ｈ２３年８月末	Ｈ２４年８月末
◆売上高	160	122	127	144
◇Ａ事業	85	37	0	0
◇Ｂ事業	75	85	126	144
◆総利益	7	7	36	45
◆営業利益	-13	-22	18	13
◆借入金	90	90	40	30
◆未払租税	14	14	5	0
◆未払保険	17	18	3	0
◆リース料	18	14	8	6
◆従業員	11人	11人	10人	22人
◆代表	社長	◆代表者 Ａ氏	◆代表者 Ａ氏	◆代表者 Ｚ氏

【株式構成】
- ・社長　５５％⇒
- ・妻　１１％
- ・長男　１１％
- ・長女　９％
- ・Ｘ氏　１４％⇒

▲相談開始　▲株式譲渡　▲社長死亡

【株式構成】
- ・Ｈ氏　５５％⇒
- ・妻　１１％
- ・長男　１１％
- ・長女　９％
- ・Ａ氏　１４％

▲株式譲渡　▲生命保険金

【株式構成】
- ・Ａ氏　６９％⇒
- ・妻　１１％⇒
- ・長男　１１％⇒
- ・長女　９％⇒

▲株式譲渡　▲事業承継

【株式構成】
- ・Ｚ氏　１００％

【相談案件持込から現在までの顛末】

1. この会社は会計事務所とは2年半前に顧問契約が解消していたが、経営に行き詰まり相談に訪れた。
2. 税理士が財務状況の激変（悪化）に驚き、再生支援の某事務所を紹介したが方針が違って‥‥。

==========

3. 2番目の相談先として**【再生・再起支援チーム】**に夫婦で訪れリスク・カウンセリングの後、関係資料を預かる。
4. 深夜に及ぶスクリーニングで火急的速やかに分析資料を作成し、任意整理による再生を検討。
5. 社長曰く、業態は『A：中古車販売と修理』『B：ロケバス事業』で、B事業が赤字を生んだとのこと。
6. スクリーニングの結果、A事業が赤字を生んでいたので、B事業を「事業譲渡」することを模索。
7. 主な債務は「借入金」「リース債務」「未払租税」「未払社会保険」と判明。
8. 経営者の主訴は『再生して、妻と障害者(長男)のいる家族に自宅を残したい』という。

==========

9. B事業の再生に向けて**「陸運局許認可問題」**「労務問題」「債権者への対応」など、方針が固まる。
10. 社長夫人も方向性が見えてきたことをよろこび、安堵の様子が印象的であった。
11. 社長の希望により、社長持ち分の**株式をH氏に譲渡し**、資金繰りに充当。
12. 生命保険金（1億円＋5千万円）で一気に解決し、家族を守って欲しいと遺書を残し社長が自殺。
13. 家族のメンタルケアを最重点事項として接しつつ、粛粛とすすめることを相互に確認。

==========

14. 債権者には社長の死亡を告知する前に、直ちに新社長を選出して体制を整える。
15. 「B事業」の責任者と共に許認可問題への対応を考慮し、新社長A氏により「**事業の継続**」を決定。
    従業員らは、従業員に対する事業承継を希望。
16. 生命保険金1億円が入金、5千万円は保険料未納履歴により支払いを拒絶。S生保へ保険金請求訴訟を提起。
17. 『経営改善計画書(事業概況、SWOT分析、経営分析表、資金繰り計画書、中期経営計画書)』の作成。
18. 新社長A氏が**連帯保証人**とならずに事業継続を進めることを「17」を基に債権者と折衝し通る。
19. 新社長A氏を代表とし、B事業のリーダー社員を営業責任者としてスタート。

==========

20. 「**震災特需**」により売上高が好調に推移する。
21. B事業のリーダーが**事業を承継**すべく株式の売買等の準備を進める。（事業譲渡・会社分割を選択せず）
22. 妻子は相続の**承認放棄の申述期間伸長手続**をしていたが、保証債務（約5千万円）が万が一残る可能性を考慮し**相続放棄**。
23. 株式の価値を適正に評価し（デューデリジェンス）、株式をリーダー社員に譲渡。
24. 保険金請求訴訟は敗訴となったが、保険会社と交渉し免責に伴う返戻金800万円を受領。
25. 遺族に対し、死亡退職金800万円及び株式売却代金150万円を支払う。事業が順調に推移し**連帯保証債務**が解消されたら亡夫のマンション持分2分の1を相続を原因として取得すること（みなし承認）、万が一、連帯保証債務が解消されない場合民法255条の規定により亡夫のマンション持分2分の1を取得することを説明。

【発生した問題と提案した対応策及び結果】

経営改善計画書

事 業 譲 渡

株 式 譲 渡

生 命 保 険 金

連 帯 保 証

事 業 承 継

相 続 問 題

発 展 に 向 け て

メ ン タ ル ケ ア

【家系図と自宅の権利関係】

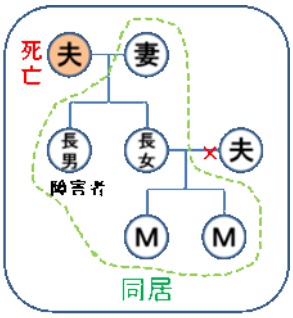

(持ち分の放棄及び共有者の死亡)
【民法255条】　共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。

団信保険　　相続放棄　　民255条

(夫の住宅ローン完済)

資料

保険契約の推移

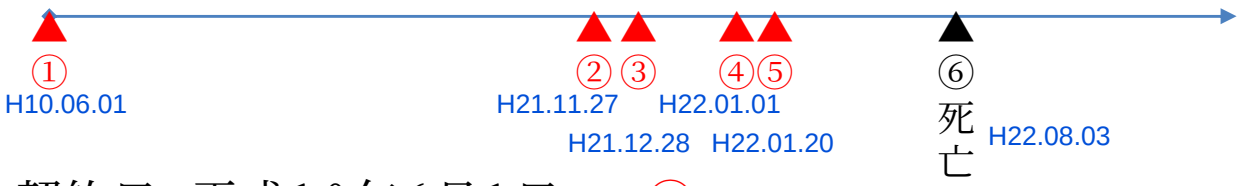

1. 契約日　平成10年6月1日‥‥①

保険契約者及び保険金受取人は会社、被保険者は会社代表取締役

2. 保険料延滞　平成21年11月分と同年12月分‥‥②③

（平成21年11月27日、同年12月28日の振替不能）

3. 失効　平成22年1月1日‥‥④

【保険約款】より

（1）保険料払込猶予期間について

月払契約の場合は、払込期月の翌月初日から末日までを保険料払込の猶予期間とする。

（2）失効について

猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は猶予期間満了の翌日から失効する。

4. 復活　平成22年1月20日‥‥⑤

平成22年1月20日に、平成21年11月分～平成22年1月分の保険料払込

【保険約款】より

保険契約者は、保険会社の承諾を得て保険契約を復活することができる。

【争　点】

平成22年8月3日に被保険者が自殺した場合、責任開始日から1年以内の自殺であるから保険会社は免責されるか

1. 無催告失効条項は‥‥有効か、無効か

継続的契約の本質と消費者契約法の理念

本件の場合、遅滞後35日間で失効

2. 保険契約が、失効後復活した場合、

免責に係る責任開始日は‥‥契約日か、復活日か